

【情報提供】

## 東京都新宿区における窃盗事件について

### 【事案概要】 下線部が更新情報

1. 発生日時：令和7年12月24日（水）午前5時～8時頃
2. 発生場所：東京都新宿区歌舞伎町
3. 部隊等：米海兵隊岩国航空基地
4. 事案概要：上記日時場所において、米海兵隊岩国航空基地に所属する者（2名）が、キーボックスを電動工具で破壊し、保管されていた鍵で店舗に侵入し、現金約2万7千円を盗んだものであり、警視庁は2月13日に東京地検へ書類送検したものを。  
更に、上記日時場所において、別の飲食店で現金約1600万円を盗んだとして、警視庁は3月23日に追送検したものを。
5. 部外への被害、影響等：物損（人的被害なし）
6. 米軍の対応：（米軍（第1海兵航空団）から以下の連絡がありました。）  
我々は第1海兵航空団に配属されている海兵隊員2名による犯罪行為の疑いに関し、日本当局と積極的に協力しています。調査が進行中である間、兩名の軍人は海兵隊の拘束下に置かれています。  
日米地位協定の下では、日本政府が第一次的な刑事裁判権を有しています。我々は引き続き日本側の捜査を支援し、起訴に至った場合には日本の司法手続きに干渉することなく、その進行を注視します。  
日本が起訴を見送った場合でも、当該隊員は引き続き米軍の軍法（Uniform Code of Military Justice）に基づく懲戒処分の対象となります。  
我々はこうした事件を全て深刻に受け止めています。隊員に対し、現地法令及び米国規則を遵守するための教育を継続的に実施しています。  
同盟関係へのコミットメントを維持すると共に、米軍関係者が最高水準の行動規範を堅持するよう努めます。
7. その他：広島県警は2月13日、該当2名の海兵隊員の内1名を広島県内での窃盗や窃盗未遂、建造物侵入、建造物損壊の容疑で書類送検した。  
福岡県警は3月4日、該当2名の海兵隊員を福岡県福岡市博多区の飲食店での窃盗、建造物侵入の容疑で福岡地検へ書類送検（計6件）した。  
東京都新宿区歌舞伎町の窃盗事件については、3月5日に起訴された。  
下松警察署は3月16日、米海兵隊岩国基地の米海兵隊員のアメリカ国籍26歳男性を建造物侵入、窃盗未遂で山口地方検察庁岩国支部へ書類送付した。  
広島県内の窃盗事件の一部について、マリック・ジュジュアン・ルイス（26歳）が3月5日付で在宅起訴された。